

開発事業者が行う自治会等加入促進の取組実施基準細則

大阪狭山市開発指導要綱第7条の3の規定に基づく、開発事業者による自治会等加入促進の取組については、以下に定めるところによる。

1. 開発区域における既存自治会・地区会（以下、「既存自治会等」という）に対し以下のとおり連絡・調整を行い、「大阪狭山市自治会等加入促進に関する連絡調整状況等報告書（別添様式1）」を作成し、市へ報告すること。ただし、開発区域に既存自治会等が存在しない場合や、その他特段の事情により連絡・調整を行うことができないときはその内容を記すこと。

- (1) 建築・開発計画の概要説明

開発規模、分譲・賃貸の別、各戸の規模、建設時期、入居時期等の開発行為の概要について丁寧に説明を行うこと。

- (2) 開発事業者が行う自治会等加入促進の取組に係る既存自治会等への意向確認

開発区域の住戸への新規入居者（以下、「新規入居者」という）への自治会等加入促進について、「既存自治会等への加入」又は「開発区域の範囲で新たに自治会を結成」、或いは「開発事業者が行う自治会等加入促進の取組を希望しない」など既存自治会等の意向を確認すること。

- (3) 既存自治会等に関する情報の聞き取り

(2)の結果、「既存自治会等への加入」を希望する場合は、会則、会費、行事・取組、役員の取り決め等既存自治会等に関する情報の聞き取りを行うこと。

2. 開発事業者は、新規入居者に対し以下のとおり働きかけを行うこと。ただし、開発事業者が行う自治会等加入促進の取組を希望しない場合や、その他特段の事情により働きかけを行うことができないときはこの限りではない。

- (1) 既存自治会等が、新規入居者の既存自治会等への加入を希望する場合

- ア. 加入の勧め

新規入居者へ既存自治会等に関する情報を提供したうえで、「自治会加入促進リーフレット」を配付し、既存自治会等への加入方法を案内すること。

- イ. 入会希望の取次

新規入居者が加入を希望する場合、当該区域の自治会長等の紹介等により既存自治会等への取次を行うこと。

- ウ. その他

その他、開発者による自治会等加入促進の取組について既存自治会等から個別の要望がある場合は、真摯に対応を検討し、可能な限り協力すること。

- (2) 既存自治会等が、開発区域の範囲で新たな自治会の結成を希望する場合

ア. 自治会結成の支援

新規入居者に対し、自主的住民組織である「自治会」を組織化するよう説明会等を実施し、働きかけること。また、組織化にあたり、既存自治会等や自治会地区会連合会の会長等と協議するよう働きかけること。その内容について「説明状況報告書（別添様式2）」を提出すること。

イ. その他

その他、開発者による自治会等加入促進の取組について新規入居者から個別の要望がある場合は、真摯に対応を検討し、可能な限り協力すること。